

藤沢市建設工事施工体制調査実施要領

制 定 平成16年7月1日

改 正 平成22年4月1日

改 正 平成25年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、藤沢市が発注する建設工事への不良・不適格業者の参入を防止し、適正な施工体制を確保するために、藤沢市公共工事における施工体制の確認に関する取扱い要領（平成13年3月制定）とは別に、工事施工体制の調査を臨時的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 藤沢市が公募型入札により発注した工事のうち、概ね1割の工事について契約課長が指定する。

(調査項目)

第3条 施工体制の調査については、主に次の項目について行うものとする。

(1) 一括下請負に関する点検

(2) 適正な技術者の配置

(実施の体制)

第4条 前条の調査は、契約担当課職員が行うものとする。

2 契約担当課長は、前項の調査において必要がある場合は、検査担当課職員、工事担当課職員の協力を求めるものとする。

(報告)

第5条 契約担当課職員は、前条の調査を実施したときは、別添報告書により契約担当課長へ報告するものとする。

(改善要請)

第6条 契約担当課長は、施工体制の調査の結果、不良・不適格な内容が確認された場合においては、文書により改善の要請をするものとする。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

